

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

《風水害》

想定し得る最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域をもとに、新たに作成された由布市洪水ハザードマップによると、当会湯布院支所が立地する町中心部の湯布院町川上地区では、多くの商業施設が密集する由布院駅から東側の地域において、浸水深が50cm～3m未満と想定されている。

また、当会挾間支所が立地する挾間町挾間地区においても、国道210号及びJR向原駅から大分市方面に延伸する市道沿いに立地する商工業施設では、最大で浸水深10m～20m未満と想定されている地点もあり、広い範囲で浸水被害が予想される。

《土砂災害》

当市の土砂災害危険箇所は774箇所あり、土砂災害警戒区域等の指定後、随時、土砂災害周知避難マップが作成されており、市内中山間地域を中心に多くのエリアで、急傾斜地崩壊や土石流など土砂災害が発生するおそれがある。

《地震災害》

地震調査研究推進本部地震調査委員が行った地震発生確率等に関する長期評価によると、南海トラフを領域としてマグニチュード8～9クラスの地震が30年以内に発生する確率は80%とされている。当市は、南海トラフ特措法第3条第1項で規定する南海トラフ地震対策推進地域に該当する。

《気象》

当市は、瀬戸内海式気候に属しているが、市の大部分が山岳丘陵地であるため、内陸性の気候が強く気温差が大きい。

また、降水量は年間1,500mm～2,000mmで、この5年間の月間降水量の最高は601mm(平成28年6月)となっている。

《その他》

平成24年7月の九州北部豪雨では、気象庁が「これまでに経験したことのないような大雨」という表現を用いたように、湯布院町でも猛烈な雨となり、由布岳山腹から土石流が発生し岳本川流域の広い範囲に被害が及んだ。

この災害により、半壊1棟、床上浸水2棟、床下浸水6棟、土石流入9棟などの建物被害があった。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、湯布院町川上で震度6弱を観測。この地震による災害関連死は3名、重傷者7名、軽傷者5名の人的被害のほか、全壊1棟、半壊141棟、一部損壊2,308棟の建物被害が発生した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況(令和3年経済センサス)

- ・商工業者等数 1,184人
- ・小規模事業者数 985人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	商業	395	296	市内に広く分散している
	工業	223	193	市内に広く分散している
	サービス業等	566	496	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・由布市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・全国商工会連合会提携損害保険会社及び大分県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・由布市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・東京海上日動火災との連携した事業者BCPの策定

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 由布市地域防災計画及び本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・ 大分県商工会連合会及び提携損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員・非会員問わず市内事業者を対象とした普及啓発セミナーの開催や損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 由布市経営力強化支援事業推進協議会（構成員：当会、当市等）を年1回程度開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度7の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、由布市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・被害状況や被害規模に応じて当会と当市で実施する応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担は、当会と当市の協議により決定する。
- ・大まかな被害状況を確認し、1～2日以内に情報共有する。
- ・当会と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

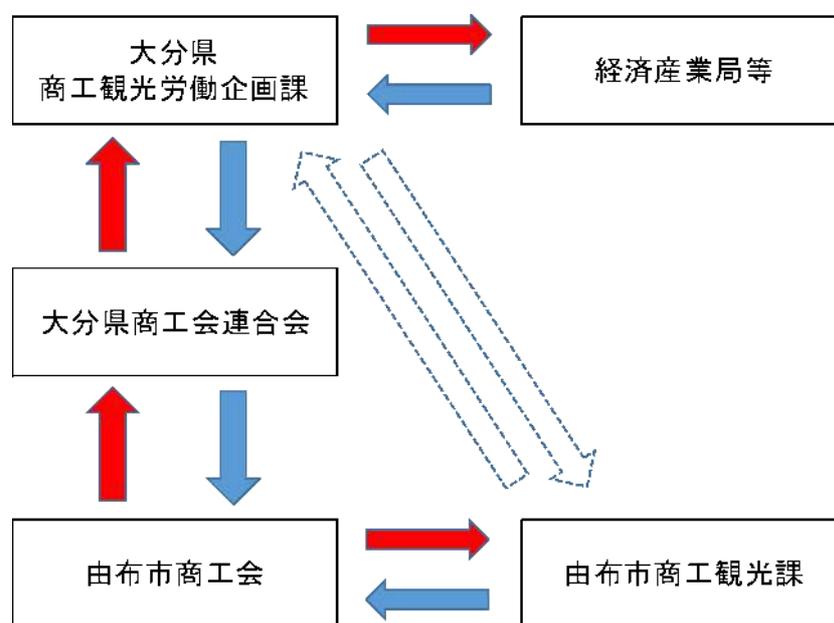
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回程度共有する
1ヶ月以降	2日に1回程度共有する
3ヶ月以降	1週に1回程度共有する

- ・当市で取りまとめた「由布市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は下記のとおりである。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについては、由布市災害対策本部の指示に従いながら、当市商工観光課と当会が協議のうえ決定する。
- ・当会と当市は、「被害算定の例について（中小企業庁小規模企業振興課）」を参考にするとともに、市役所内の関係部署（商工観光課、防災安全課等）との連携により、速やかに被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定を行うものとする。
- ・当会と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、由布市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・大分県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大分県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

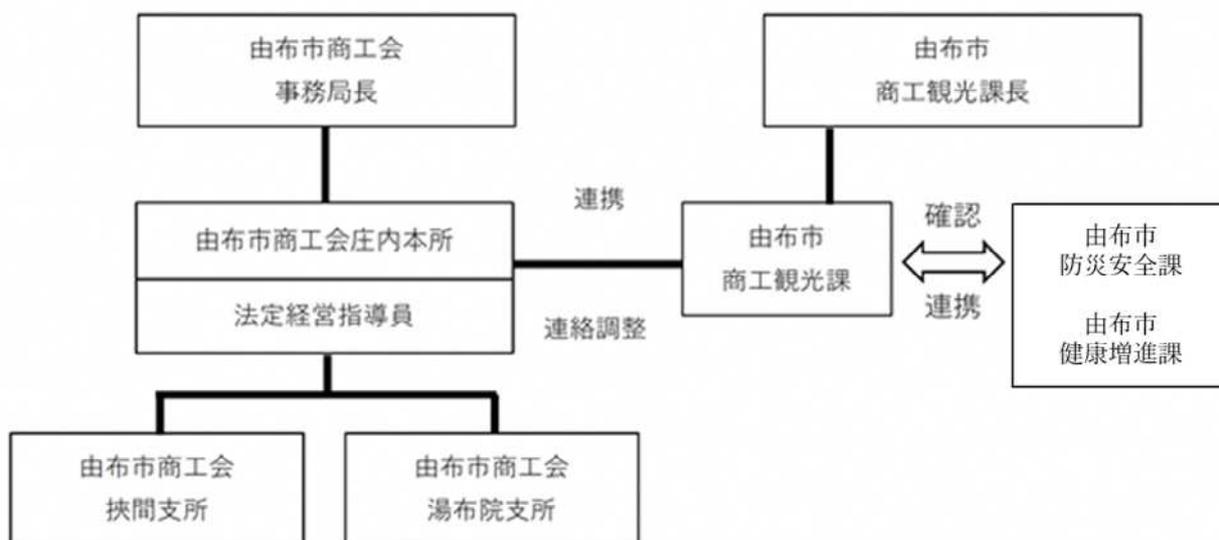
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 後藤 泰行

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

法定経営指導員は、以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①由布市商工会

〒879-5421 由布市庄内町柿原 207 番地 4

TEL097-582-0094 FAX097-582-3390

E-mail: info@yufushi.oita-shokokai.or.jp

②由布市商工観光課

〒879-5498 由布市庄内町柿原 302 番地

TEL097-582-1111(代) 097-582-1304(直) FAX097-582-1361

E-mail: shoko@city.yufu.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	250,000	230,000	230,000	230,000	230,000
会議費	50,000	30,000	30,000	30,000	30,000
施策普及費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
講習会等開催費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
防災、感染症対策費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費手数料等収入 由布市補助金 大分県補助金 事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等